

スーパー積金

令和2年10月1日現在

販売対象	・法人および、個人の方
期間	・1年以上5年以内
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	(1) 定期または数回にわたり掛金の掛込ができます (2) 1,000円以上 (3) 1,000円単位 但し、甲種（目標式積金）の場合は1円単位となります。
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	(1) 固定金利（契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します） (2) 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします (3) 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税金	・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優は利用いただけません） ・法人は総合課税となります ※令和19年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
手数料	・預入、払戻に伴う手数料はありません
付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入ができます
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息配当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします ①初回預入日から解約日までの期間が1年未満の場合、 解約日現在の普通預金利率 ②初回預入日から解約日までの期間が1年以上の場合、 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする）
金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示画面または窓口へご照会ください
その他参考となる事項	(1) 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます ただし、満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息を徴求します (2) 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します (3) 預金保険の対象です